

～療育手帳の交付申請について～

＜新規申請＞（取得する者の年齢が18歳未満の場合）

①申請に必要なもの

ア：療育手帳交付申請書

イ：写真（縦4 cm × 横3 cm の大きさのものを1枚）

※概ね6ヶ月以内に撮影したもので本人の顔がはっきり確認できるもの（上半身・脱帽）に限る。なお、家庭用プリンターで印刷した物は劣化するため使用できません。

ウ：印鑑（認印可。シャチハタ不可。）

②持ってきてもらいたいもの（聞き取りの際の確認や添付資料として使います。）

エ：「幼児期以降おおむね18歳まで知的能力の障がいがある様子が

確認出来るもの（母子手帳、各種検診・検査の結果等）

オ：交付を受けている手帳（身体・精神）や受給者証（自立支援医療）、年金証書等

＜新規申請＞（取得する者の年齢が18歳以上の場合）

①必要なもの

ア：療育手帳交付申請書

イ：写真（縦4 cm × 横3 cm の大きさのものを1枚）

※概ね6ヶ月以内に撮影したもので本人の顔がはっきり確認できるもの（上半身・脱帽）に限る。なお、家庭用プリンターで印刷した物は劣化するため使用できません。

ウ：印鑑（認印可。シャチハタ不可。）

エ：医学的意見書

※精神科へ定期通院中及び精神科を標ぼうする医師のもとへ定期的に通院している

方のみ必要となります。

オ：成績通知表のコピーまたは成績証明書

※中学校及び高等学校在学時の物。中学校2年生、高校2年生時の物が望ましい。

②持ってきてもらいたいもの（聞き取りの際の確認や添付資料として使います。）

カ：「幼児期以降おおむね18歳まで知的能力の障がいがある様子が

確認出来るもの（母子手帳、各種検診・検査の結果等）

キ：交付を受けている手帳（身体・精神）や受給者証（自立支援医療）、年金証書等

（さいこうふしんせい） 〈再交付申請〉

①必要なもの

ア：療育手帳交付申請書

イ：写真（縦4cm×横3cmの大きさのものを1枚）

※概ね6ヶ月以内に撮影したもので本人の顔がはっきり確認できるもの（上半身・脱帽）

に限る。なお、家庭用プリンターで印刷した物は劣化するため使用できません。

ウ：交付を受けている療育手帳（紛失の場合を除く）

※住所・保護者等の記載内容に変更が無いかなどの確認のため必要となります。

～療育手帳の新規判定・再判定について～

○必要なもの

- ・新規判定の場合

前ページ〈新規申請〉に書いてある書類一式

- ・再判定の場合

交付を受けている療育手帳及び印鑑（「記載事項変更届」作成の可能性があるため。）

(注意事項)

急な来庁の際には担当が不在の場合があり、聞き取りが実施出来ない等のご迷惑をおかけすることになりますので、可能な限り事前にご連絡いただき、来庁日時
の調整を前もってお願いいたします。

佐伯市役所 障がい福祉課 障がい福祉係

電話：0972-22-4514

○判定のながれ

- ①申請者の状況について、市役所の担当者が聞き取りを実施。聞き取った内容をもとに、「判定依頼書」及び「判定依頼書附票」を作成します。

その後、「申請書」や「写真」等と一緒に（※新規の場合のみ）「大分県知的障害者

更生相談所（18歳未満は「中央児童相談所」）へ「判定依頼書等」を進達します。

(注意事項)

ア：聞き取りに必要な時間は、

新規判定の場合→約30分～1時間程度

再判定の場合→約15分～20分程度

です。時間に余裕を持ってお越しください。

イ：原則として、本人及び保護者（幼児期以降18歳までの状況がわかる方）で
来庁してください。来庁出来ない理由等があれば電話等でご相談ください。

ウ：判定の実施は、「知的障害者更生相談所（中央児童相談所）」へ「判定依頼書」等
が到着してからとなりますが、添付書類の追加等が必要となった等の理由により
時間がかかることがあります。

特に「特別児童手当」受給の際に手帳を添付されている方で、次回判定が近い
（過ぎている）方はお早めに手続きをお願いいたします。

エ：再判定の場合は「次回判定」の約3ヶ月前から受付が可能です。

②「大分県知的障害者更生相談所（児童相談所）」から「保護者」へ判定日時調整の連絡
がありますので、日程の調整を行ってください。

（注意事項）

・日程調整の連絡は、「更生相談所（児童相談所）」へ「判定依頼書」等が到着してか
らとなりますが、添付書類の追加等が必要となった等の理由により、時間がかかる
ことがあります。

③調整した日時に「大分県知的障害者更生相談所（児童相談所）」へ申請者及び保護者
（幼児期以降18歳までの状況がわかる方）で行って、判定を受けて下さい。

（注意事項）

・当日の判定に必要な時間は約2時間程度です。
・交付を受けている療育手帳を持参してください。

④判定した結果をもとに手帳が作成され、「更生相談所」から「市役所」へ手帳が送付
されます。

⑤市役所より申請者（保護者）へ、「手帳が交付された」旨の文書と交付の際に必要な書類等を郵送（急ぎの場合等は電話連絡）でお知らせします。

（注意事項）

- ・交付された手帳は身分証明書となる大事なものですので、窓口にて交付となります。
- ・手帳取得により受けられるサービス等の説明も交付時に行います。

〈アクセスマップ〉

[ここからだの相談支援センター](#)【おおいたけんちてきしょうがいしゃこうせいそうだんじょ大分県知的障害者更生相談所】

〒870-1155 おおいたけん おおいたし おおあざたまざわあざひらいし 大分県大分市大字玉沢字平石908番地 ばんち

だいひょうでんわ
代表電話 Tel:097-541-5276

Fax:097-541-6627



※ホワイトロードから見える田んぼの中にある青い丸屋根の建物です。

交通アクセス

～お車でお越しの方～

< 国道 4 4 2 号線 (市街地方面から) >

明礮橋を渡り、最初の交差点を左折してください (案内標識があります)。

1 Kmほど進んだら橋の手前を右折してください。

< 国道 2 1 0 号線 (ホワイトロード：市街地方面や光吉 I C から) >

七瀬大橋を渡って左折してください (案内標識があります)。国道の脇の市道を通り、

橋の下を左折してください。

<国道210号線（ホワイトロード：由布市方面から）>

七瀬大橋の手前から、国道の脇の市道に入ってください（案内標識があります）。

橋の袂を左折してください。

*ホワイトロードご利用の方は、七瀬大橋の手前（由布市方面からは橋の先）の田尻交差点もご利用できます。田尻交差点（ローソン、ジョイフルがあります）を右折（由布市方面からは左折）し、七瀬川を渡りきったら左折です。

～バスをご利用の方(大分バス)～

～大分バス～

・のりば／大分駅前バス停3番

行き先／K10 K11 K12 K14 K90 K92

田尻グリーンハイツ行き、田尻ニュータウン行き、ふじが丘行き

下車／八幡田バス停（「大分高等技術専門校前」の次です。）（下車後は徒歩6分）

・のりば／大分駅前バス停3番

行き先／K20 K14 K24

わさだタウン行き、わさだタウン経由田尻グリーンハイツ行き、

わさだタウン経由富士見が丘行き

下車／わさだタウンバス停（下車後は徒歩10分）

～電車をご利用の方(JR九州)～

～JR九州～

大分駅 … タクシー20分

敷戸駅（豊肥線） … タクシー7分

みなみおおいたえき きゅうだいせん … タクシー15分
南大分駅（久大線）

こども・女性相談支援センター おおいたけんちゅうおうじ どう そうだんじょ【大分県中央児童相談所】

〒870-0889 おおいたけんおおいたしえのくま ちょうめ 大分県大分市荏隈5丁目

でんわ
電話：097-544-2016

Fax:097-546-1399

こうつう
交通アクセス

おおいた
～大分バス～

「JR大分駅前」又は「県庁前」から「大学病院（医大病院）行」に乗車、

「こども・女性相談支援センター前」で下車

じえい-きゅうしゅう
～JR九州～

きゅうだいせん みなみおおいたえき げしや とほふん
久大線「南大分駅」で下車、徒歩7分

といあわせさき
〈問い合わせ先〉

さいきしやくしよ しょう ふくしか しょう ふくしがかり
佐伯市役所 障がい福祉課 障がい福祉係

でんわ
電話：0972-22-4514